

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商News



大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>



2022年
(令和4年)

11月21日

第1180号



twitter

インボイス学習会 事務作業の煩雑さ学ぶ

11月9日(水)、大宮民商事務所で2回目のインボイス学習会を開催しました。

今回は適格請求書(インボイス)発行事業者になるための申請書の書き方、実際の取引で扱う請求書や領収書をどのように変える必要があるのか等を学習しました。

ETCのインボイスはどうするの？

2023年10月からインボイス制度が開始されると、消費税課税事業者が仕入税額控除をするためにはインボイス番号が記載された適格請求書の保管が必須になります。しかしバスや鉄道などの公共交通機関に支払った場合(3万円未満のものに限る)や、ジュースなどを自動販売機で買った場合(3万円未満のものに限る)は適格請求書が無くても仕入税額控除が認められます。ここで学習会の参加者から「タクシーも適格請求書が無くても大丈夫ですか？」という質問が。タクシーは公共交通機関ではないので、適格請求書の保管が必要です。また「ETCはどうなんですか？」という質問も。有料道路の通行料も公共交通機関ではないので適格請求書の保管が必要です。そしてETCで支払った場合は手元に領収書が残らず、後日送られてくるカードの支払い明細で金額を確認することになりますが、そこにインボイス番号は記載されていません。税務署にたずねたところ「各高速道路会社に問い合わせてください」との回答が。カード会社にたずねたところ「指定していただいた期間の領収書は発行できます。ただし金額が引き落とされてからになります」との回答でした。



まだ未確定ですが現段階の情報をまとめると「ETCの適格請求書は、カード会社に依頼して発行してもらう」ことになりそうです。カード会社にとっても大変な事務負担になると思いますが…。

請求金額から振込手数料が引かれて入金されてきた場合

「売上10,000円を相手に請求したが、相手が振込手数料440円を引いて9,560円だけ入金してきたので、振込手数料440円はこちらの経費に計上した」というのは仕事の経理ではよくある話だと思いますが、インボイス制度下ではこのままではこの振込手数料440円は消費税の仕入税額控除にできなくなります。手元に適格請求書が残らないからです。ではどうすれば良いのか？

- ①相手から「金融機関から受領した適格請求書」と「立替精算書」の交付を受け消費税の仕入税額控除にする
- ②相手に「請求額を440円値引きしました」という意味の「適格返還請求書」を発行して、440円を売上値引き処理する

のどちらかになります。相手から交付を受けた書類、こちらが発行した書類の控えの保管は必須です。

こんなに煩雑な経理作業しなければいけない制度が本当に始まるのか……今から恐怖を感じます。

自分の事業を守るため、インボイス制度を中止(最悪でも延期)させる運動に参加して声を上げてください。

《予定表》

11/26(土)与野支部役員会
11/27(日)いのちと健康を守る学習交流会
(埼商連共済会主催)伊奈県活センター

Webで インボイス制度を中止 させる運動に参加しよう！

STOP！インボイス

各界から賛同人が集まり運動を展開。サイト内の【C.】マークから反対署名サイトへ。



VOICTION (ヴォイクション)

声優3人が立ち上げた反対アクション。
Twitterでも反対運動に連名参加できる。



☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

《世相》インボイス反対の陳情に行ったアニメ関係者の談によると、政治家から「とにかく『反対署名の数』を揃えてください。話はそれからです」と言われたそう。

利殖商法

劇場型勧誘による未公開株のトラブル



今月の御用心



埼玉県のマスコット「さいたまっち」

- 一. 安易な儲け話は **きっぱり断る!**
- 二. 振り込む前に **消費生活センターへ相談を!**
- 三. 入金後に **連絡が取れなくなる** ケースも!

劇場型
気付けばあなたも
参加型



埼玉県のマスコット「コバトン」

困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活相談窓口に相談ください

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口
につながります!

い や や!
TEL188

契約、悪質商法、製品・食品
やサービスによる事故等の
御相談は(市外局番なし
188番)にお電話ください。